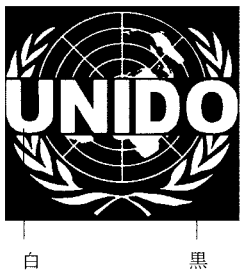
五　UNIDO
六　ONUDI
七


白　黒

八


黒

九


黒　白

DESARROLLO INDUSTRIAL

十


黒

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十一年十二月八日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○消防庁告示第二十三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月六日

消防庁長官　河野　栄

別記様式第十七を次のように改める。